

# 塩竈市 いきいき企業支援制度

企業の立地や設備投資を支援します！

## 1. 支援内容

- ① 固定資産税（家屋・償却資産）の25%相当額を奨励金として交付（5年間）
- ② 市内在住の新規雇用者1人につき10万円を交付（1回）
- ③ 法人市民税（法人税割の税率）を5年間軽減（適用前8.4% ⇒ 適用後6.0%）

## 2. 支援対象・要件

市内における工場・事務所（以下、「工場等」という。）の新設又は増設等、下記の要件に該当する場合に支援対象となります。

### （1）新設

- ① 市内に工場等を有しない者が、工場等を新たに設置する場合。
- ② 市内に工場等を有する者が、異なる業種の工場等を新たに設置する場合。  
⇒土地、家屋及び償却資産に係る投下固定資産額が5千万円以上で、5人以上の新規雇用をするとき。

### （2）増設

- ① 市内に工場等を有する者が、これを拡張する場合。
- ② 市内の既存工場等を解体し、同一敷地内において新たに工場等を設置する場合。
- ③ 市内に工場等を有する者が、同一業種の工場等を新たに設置する場合。  
⇒土地、家屋及び償却資産に係る投下固定資産額が2千万円以上で、2人以上の新規雇用をするとき。

### （3）移設

- ① 市内に工場等を有する者が、他の場所に工場等を移転する場合。  
⇒土地、家屋及び償却資産に係る投下固定資産額が3千万円以上で、2人以上の新規雇用をするとき。

### （4）賃借

- ① 空き工場等を賃借して営業する場合。  
⇒5人以上の新規雇用をするとき。

※ 投下固定資産額とは、事業活動の用に供するために取得した固定資産（土地、家屋及び償却資産）のうち、塩竈市の固定資産課税台帳に登録された価格（課税標準額）をいいます。

※ 上記（1）～（3）には、空き工場等を取得した場合を含みます。

※ 上記（1）～（3）には、上屋の建設を伴わない場合を含みます。

## 3. 対象業種

日本標準産業分類に基づく、以下の業種に係る事業の用に供する施設。

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| ① 製造業（09～32）   | ⑥ 運輸に付帯するサービス業（48） |
| ② 情報通信業（37～41） | ⑦ 卸売業（50～55）       |
| ③ 道路貨物運送業（44）  | ⑧ 学術・開発研究機関（71）    |
| ④ 水運業（45）      | ⑨ 旅館及びホテル（751）     |
| ⑤ 倉庫業（47）      |                    |

## 4. 問い合わせ先

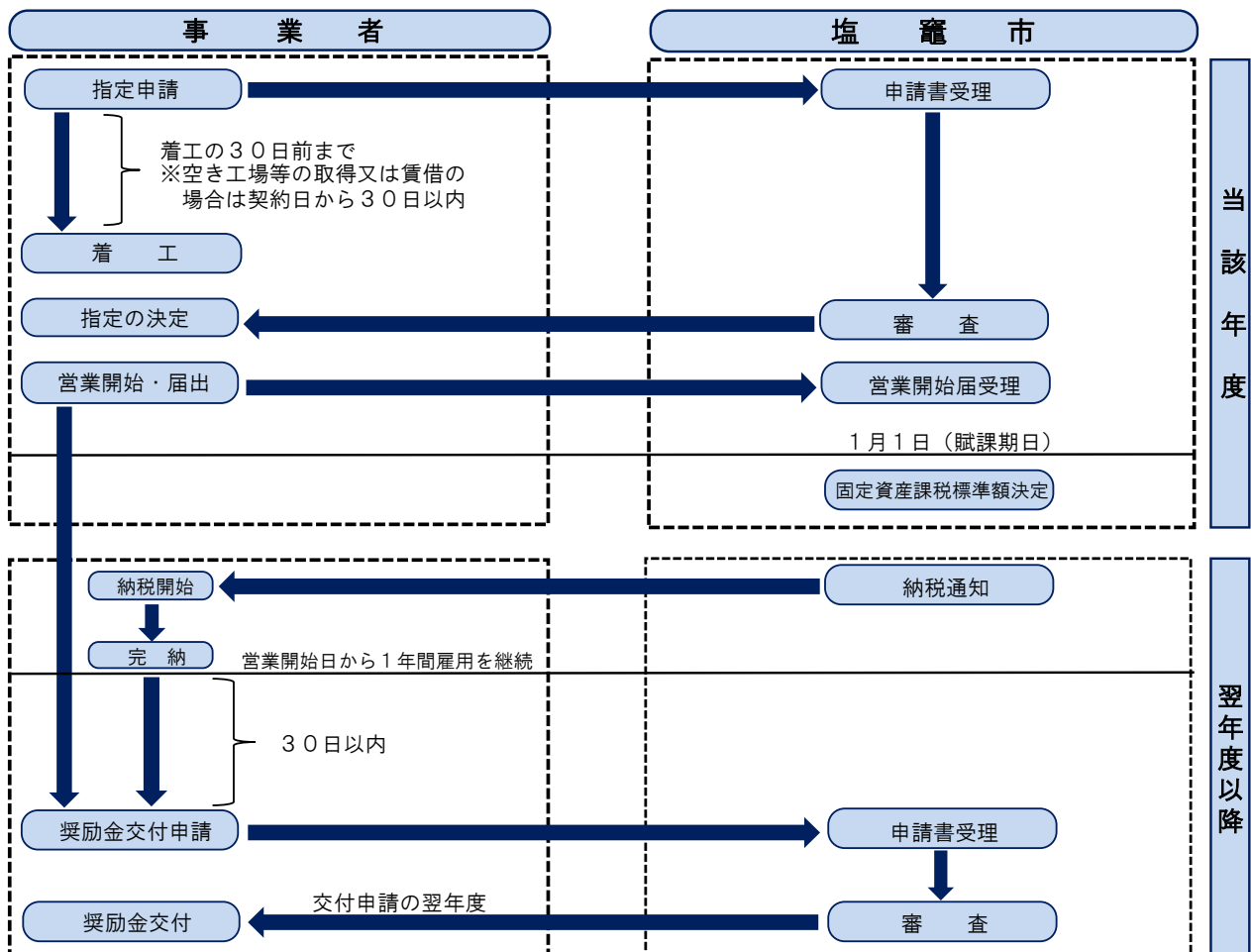
### 塩竈市産業建設部商工観光課商工港湾係

〒985-0052 宮城県塩竈市本町1番1号 壺番館庁舎2階  
TEL:022-364-1124 FAX:022-364-1169  
E-mail:syoukou@city.shiogama.miyagi.jp

## 奨励制度の概要

名 称	企業立地奨励金	雇用奨励金	法人市民税の控除
対 象 者	①新設の場合 投下固定資産額が5,000万円以上で、かつ新規雇用者（事業の開始時において新たに雇用される従業員で常時雇用される者）を5人以上雇用することが見込まれること。 ②増設の場合 投下固定資産額が2,000万円以上で、かつ新規雇用者を2人以上雇用することが見込まれること。 ③移設の場合 投下固定資産額が3,000万円以上で、かつ新規雇用者を2人以上雇用することが見込まれること。	④賃借の場合 新規雇用者を5人以上雇用することが見込まれること。	
対 象 業 種	製造業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業、卸売業、旅館ホテル、情報通信業、学術開発研究機関		
対 象 地 域	市内全域		
申 請 時 期	①固定資産税を全額納付した日から30日以内	①新規雇用者を営業開始日から起算して1年以上雇用した日から30日以内	①営業開始日以後1年以上経過し、最初に法人市民税を課せられた年度から適用（申請不要）
要 件	①指定企業者であること ②固定資産税の全額を納期限内に納付していること	①指定企業者であること ②市内に住所を有する新規雇用者を営業開始日から引き続き1年以上雇用していること	①指定企業者であること
内 容	①投下固定資産額に対して課せられた固定資産税（家屋・償却資産）の25%に相当する額（1万円未満切捨て）を交付	①市内に住所を有する新規雇用者の数に10万円を乗じて得た額を交付	①法人税割の税率を2.4%軽減
限 度 額	なし	なし	—
期 間	5年間	1回	5年間
交 付 時 期	事業開始後、当該固定資産に固定資産税を課された年度の翌年度	事業開始後1年を経過し、交付要件を満たした後	—

## 奨励措置の流れ



※ 法人市民税の控除は、営業開始から1年後の中間納税又は確定納税から適用されます。